

検証

性被害条例

上

処罰対象行為は限定的

全国の都道府県で唯一、18歳未満の子供との意に反する性行為を禁じる条例のなかった長野県は、16日に開会する県議会6月定例会に、処罰規定を含む「子どもを性被害から守るための条例」案を提出する。阿部知事が条例制定に向けて検討を始めると表明してから3年4か月、県は県民との間で議論を重ねてきたが、反対意見は依然根強い。議会審議を前に、県の性被害条例案について検証した。

「自由な恋愛に公権力が立ち入ることにならないか」。4月9日に県庁で開かれた意見交換会。県が2月に公表した性被害条例案骨子を巡り、会場から阿部知事に質問が突きつけられた。知事は「自由で真摯な恋愛は認めると骨子にはある」と答えたが、さらに「本人たちにとっては真摯な恋愛でも、被害を受けていると見られ、処罰を受けることもあるのでは」との声が上がる。意見は堂々巡り、終始かみ合わなかった。

長野県では40年以上にわたり、自治体や学校、家庭など地域ぐるみで取り組んできた「県民運動」の歴史がある。



性被害相談を受ける専用アプリ画面を見ながら「未成年者からの相談が年々増えている」と話す藤原代表（NPO法人「ライトハウス」事務所）

反対する県民の中には、処罰規定を設けたことで、冤罪を生む可能性があるとの意見がある。

こうした声を受け、県は条例案で、18歳未満との性的な行為を一律に「淫行」と名付けて処罰対象とすることを避け、「威迫し、欺きもしくは困惑させることによる性行為」と規定した。これは「淫行」の定義について示した、

1985年の最高裁判決に準拠する。処罰対象となるのは、子供たちが冷静に状況を判断できなくなる事態だと限定すること、冤罪を防げるとの姿勢だ。

実際に「冤罪」は起こっているのだろうか。2006年には愛知県で、妻子のある男性（当時31歳）が、女子高校生（同17歳）と性的関係を持ったとして同県の青少年保護

「泣き寝入りする子供の盾に」

警察庁によると、2015年に全国で青少年保護育成条例で検挙されたのは2230人に上る。子供たちを取り巻く事態は深刻だ。

子供たちから性被害の相談を受けるNPO法人「人身取引被害者サポートセンターライトハウス」（東京都渋谷区）には、全

国から悲痛な声が寄せられる。

昨夏、一人の女子中学生が、同法人に無料通話アプリ「LINE（ライン）」を通じて「死にたい。助けたい」というメッセージを寄せた。少女は、母親から食事も満足に与えられないなどのネグレクト（育児放棄）を受けた末に「出会い系ア

育成条例違反（淫行）容疑で逮捕、起訴されたが、翌年に名古屋簡裁が「真摯な交際だった」と判断、無罪判決を言い渡した例がある。だが、全国的にこうしたケースはほとんどなく、冤罪の可能性は低いのが実情だ。

県警の捜査員も「18歳未満との性行為を片っ端から摘発していく、というわけではない」とした上で、「刑法の強い制わいせつ罪や児童買春・児童ポルノ禁止法など現行法令では処罰できない性犯罪に對処し、被害者の処罰感情に配慮したいだけだ」と話す。

プリで知り合った男と食事に行き、セックスした」。その後も相手の男から何度も関係を迫られ、助けを求めてきたという。

「弱みにつけ込まれて被害に遭ったり、事件として訴えることができずに泣き寝入りしたりしてしまいう子供も多い。条例は、そんな子供たちの盾となってくれはるはず」。同法人の藤原志帆子代表（35）は、そう力を込める。